

## 海老名市有料広告事業基本要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の行政資産等を広告媒体として有効活用を図ることにより、各事業の運営経費に充当するなどの積極的な財源創出による行政経営、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与するため、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に規定するもののうち広告が掲載され若しくは広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の広報印刷物
  - イ 市のホームページ
  - ウ 市の財産
  - エ 広告主又は代理店が所有する資産
  - オ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報とし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 各種の主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第4条 広告媒体の種類は、広告掲載の有料、無料を問わず、新たに市の行政資産の有効活用を図ることができ、かつ、広告を掲載することにより当該行政資産の本来の目的を損なうおそれがないものとする。

2 前項に規定するもののほか、広告媒体を所管する課の等長は、広告掲載を行う広告媒体を追加し、変更し又は廃止するときは、広告媒体を所管する部等の長の決裁により決定するものとする。この場合において、当該所管部等の長は、その決定後、速やかに事務管理所管部長等に報告をしなければならない。

(広告の規格、募集方法等)

第5条 次に掲げる事項は、広告媒体を所管する課等の長が別に定める、募集要項等のおりとする。

- (1) 広告の規格、広告掲載位置等
- (2) 広告募集方法
- (3) 広告の掲載料
- (4) 選定方法
- (5) 広告の掲載料の納入方法
- (6) 広告の掲載料の納入期日
- (7) 広告掲載に係る契約の諸事項
- (8) その他特に必要とされる事項

(広告収入)

第6条 広告による収入は、広告媒体を所管する各部等の特定財源とし、当該各部等の包括予算として、当該事業の運営費として活用できるものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- 2 広告主は、掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していなければならない。
- 3 広告主は、広告の仕様が第三者の権利を侵害するものとしてならない。

4 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、すべて自らの責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務管理所管部長等が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

《平成18年4月25日 制定》

《平成19年7月25日 改正》

《平成20年4月1日 改正》

《平成20年8月1日 改正》

《平成21年2月16日 改正》

《平成22年2月16日 改正》

《平成24年4月1日 改正》

《平成26年7月1日 改正》

《令和8年4月1日 改正》